

調査・設計業務の総合評価落札方式における技術提案の履行確実性評価について

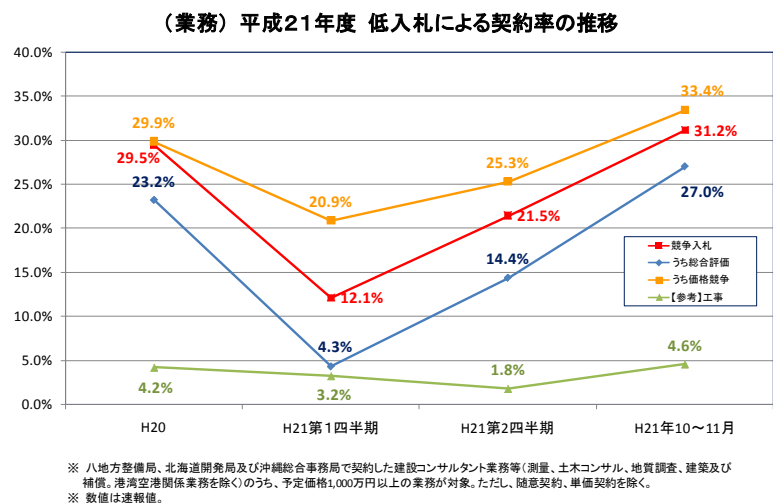
国土技術政策総合研究所 正会員 笛田 俊治
 国土技術政策総合研究所 正会員 ○服部 司
 (財)国土技術研究センター 正会員 野口 浩

1. はじめに

調査・設計業務の調達においては、価格及び技術が総合的に優れた内容の契約がなされるよう総合評価落札方式が導入され、平成20年度には381件（業務件数全体の2.5%）が調達された。今後、同方式の大幅な運用拡大が見込まれており成果品質をさらに向上させるために必要な技術力評価の改善および低入札対策が課題となっている。本報告では、優れた成果品質を確保するために必要な技術力評価の改善を目指して、業務成果の品質低下の一因となる低入札の場合の対策として、技術提案の履行確実性評価の抑制効果についてシミュレーションにより検討した結果を紹介する。

2. 低入札の発生状況

調査・設計業務では低入札による落札が発生しており、技術者への報酬の削減や経費の過度な節減により優秀な人材の確保や業務の履行体制に影響を与え、業務成果の品質低下につながることを懸念される。国土交通省においては管理技術者の手持ち業務の制限強化など順次対策を講じてきているものの、低入札による契約率は平成21年10月～11月時点で27.0%であり、工事の場合と比較しても依然として高い水準（図－1）にある。



図－1 低入札による契約率の推移

3. 技術提案の履行確実性評価方法の検討

総合評価落札方式における品質確保のための低入札対策を目的として、平成20年度に低入札により落札された69業務（応札者数574件）について、履行確実性の評価方法として4つのパターンを設定し、履行確実性を5段階（減点率×1, 0.75, 0.5, 0.25, 0）で評価することとし、応札行動に変化がないと仮定して低入札発生率のシミュレーションを実施した。技術提案の履行確実性の評価パターンについては以下の通り設定した。

(1) パターン1

技術提案の履行確実性の結果評価に応じて、技術評価点のうち技術提案部分（実施方針と評価テーマの得点）を減点する。

(2) パターン2

技術提案の履行確実性の評価結果に応じて、技術評価点全体を減点する。

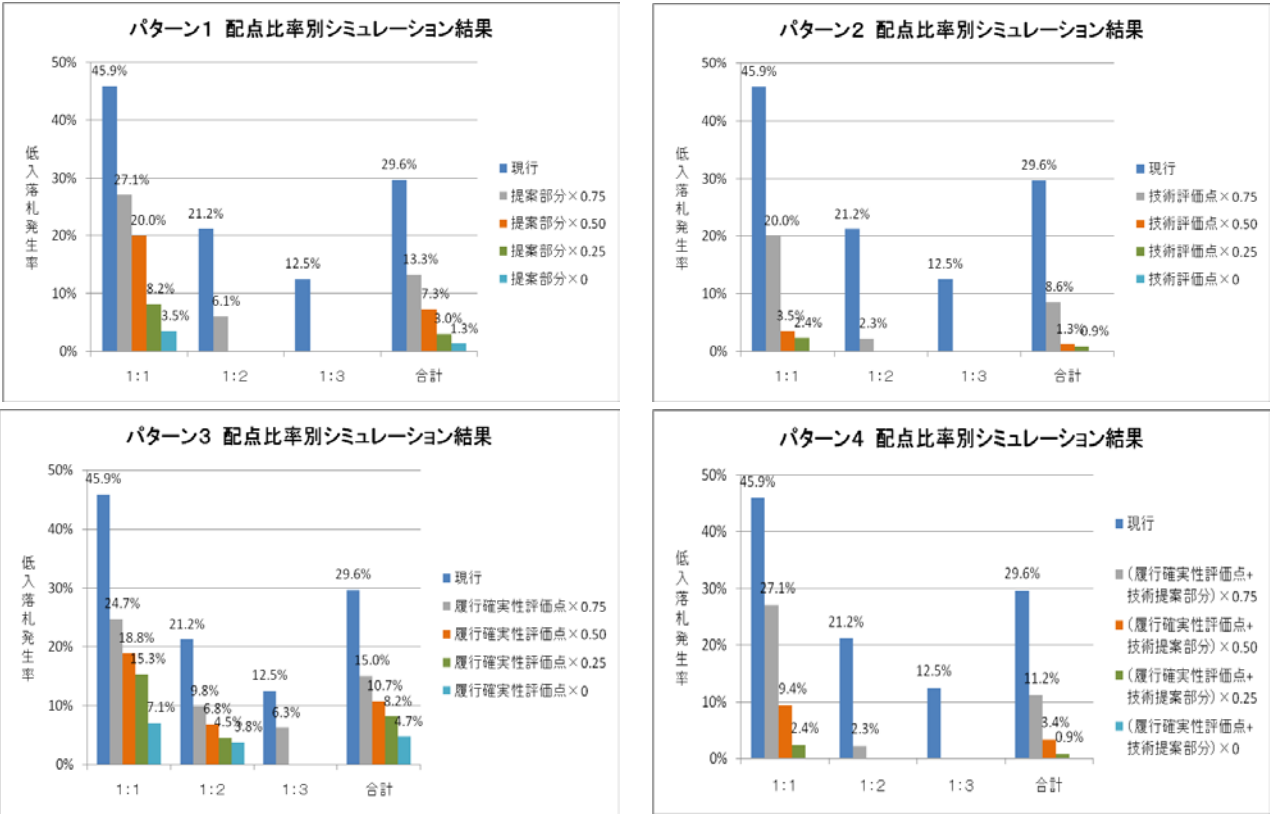
(3) パターン3

現行の技術評価点（60点満点）の内訳として新たに履行確実性評価点を設定し、価格点配点の30%に相当する配点を与え、履行確実性の評価結果に応じて減点する。

(4) パターン4

現行の技術評価点（60点満点）の内訳として新たに履行確実性評価点を設定し、価格点配点の30%に相当する配点を与え、履行確実性の評価結果に応じて減点するとともに、技術提案部分も減点する。

履行確実性評価方法の各パターンにおけるシミュレーション結果を図－2に、比較検討結果を表－1に示す。



図－2 低入落札発生率のシミュレーション

表－1 履行確実性評価方法の比較検討

	パターン1 (技術提案の得点を減点)	パターン2 (技術評価点全体を減点)	パターン3 (履行確実性評価点を技術点の一部として 設定)	パターン4 (履行確実性評価結果を提案部分と履行確実性評価点の両方に反映)
長所	○低入札の抑制効果は3番目に大きい。 (現行:29.6% →減点率0.75の場合:13.3% →減点率0.50の場合:7.3% →減点率0.25の場合:3.0% →減点率0の場合 :1.3%)	◎低入札の抑制効果は最大 (現行:29.6% →減点率0.75の場合:8.6% →減点率0.50の場合:1.3% →減点率0.25の場合:0.9% →減点率0の場合 :0%)	▲低入札の抑制効果は一定程度期待できる。 (現行:29.6% →減点率0.75の場合:15.0% →減点率0.50の場合:10.7% →減点率0.25の場合:8.2% →減点率0の場合 :4.7%) ▲技術評価点が小さい者間の競争にも効果がある。	○低入札の抑制効果は2番目に大きい。 (現行:29.6% →減点率0.75の場合:11.2% →減点率0.50の場合:3.4% →減点率0.25の場合:0.9% →減点率0の場合:0.0%) ▲技術評価点が小さい者間の競争にも効果がある。 ▲工事の施工体制審査の評価に近い方法である。
短所	▲減点効果は実施方針と評価テーマの得点により変動し、得点が少ない応札者には効果が少ない	▲技術点には予定管理技術者の評価(成績、実績等の客観的な評価)が含まれているため、減点対象とするためには理由が必要 ▲減点効果は元の技術評価点により変動し、技術評価点が少ない応札者には効果が少ない	▲比率に応じて技術点の配点を使い分ける必要があり、運用方法が複雑になる ▲1:1の業務では履行確実性評価点が18点と大きいため、非低入札者の間では技術評価点の点差が付きにくくなる ▲1:1の業務では減点率0.25以上の場合、効果は限定的となる ▲現状よりもさらに低い価格での応札行動に対する抑止効果が小さい	▲履行確実性評価点を含む技術評価の配点によって減点率を乗ずる対象点が変わるため、運用方法が複雑になる ▲1:1の業務では履行確実性評価点が18点と大きいため、非低入札者の間では技術評価点の点差が付きにくくなる

4. まとめ

低入札の抑制効果が最も高いパターン2については、技術提案だけでなく予定管理技術者の評価も減点することとなり合理性に乏しいこと、パターン3は最も効果が少ないこと、パターン4は効果は2番目に高いものの運用が複雑になることから、技術提案部分に減点率を乗じて評価する方法(パターン1)を採用する方向で検討している。今後、総合評価落札方式による調達業務について履行確実性評価が導入された場合に、低入札の抑制効果について継続的にモニタリングし、必要に応じ評価方法の改善方策を検討していく予定である。

キーワード 入札・契約, 低入札, 総合評価落札方式, 技術提案, 履行確実性

連絡先 〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地 TEL 029-864-7462